

令和9年度 予約採用奨学生募集要項



〔 公益財団法人北海道高等学校奨学会は、社会に有為な人材の育成に資するとともに教育の機会均等に寄与することを目的として、公立及び私立の高等学校等の生徒で向学心に富み、かつ経済的理由により修学困難な者に対し、学資の貸付を行っています。 〕

この奨学金は、貸付金です。卒業後返還することになります。返還金は、後輩の奨学金として再び活用されます。返還する本人は生徒で、保護者（親権者又は未成年後見人）は連帯保証人になります。（連帯保証人は父母以外にもう一人必要です。）

奨学金の借りにあたっては、返還について、本人はもとよりご家族でよく相談したうえで申し込んでください。

公益財団法人 北海道高等学校奨学会

札幌市中央区北1条西6丁目 札幌ガーデンパレス内

電話:011-222-6166

<http://www.do-shougaku.or.jp>

★お問い合わせは、必ず在学学校を通じてお願いします。

第1 募集の概要

1 出願の資格

中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部又は義務教育学校の後期課程（以下「中学校」という。）の第3学年（義務教育学校にあっては第9学年）に在学し、令和9年4月に高等学校、専修学校（高等課程）、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部（以下「高等学校等」という。）へ進学を希望する者（※1）で、その保護者が北海道内に住所を有し（※2）、学業に精励し修学の見込み（学校長の推薦（※3））があり、経済的理由により修学困難な者（家計基準以下（※4））でなければなりません。

※1：専修学校の「専門課程」や高等専門学校へ進学の場合は、本会の奨学金の貸付はできません。

※2：高等学校等へ入学時に保護者の住所が北海道外になった場合は奨学生として本採用されません。

※3：学校長の推薦基準は、高等学校等へ進学を希望する者で、保護者が北海道内に住所を有しており、健康であってかつ次の基準の全てに該当していること。

ア. 人 物…学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が生徒にふさわしく将来良識ある社会人となる見込みのある者であること。

イ. 学力及び素質…学習意欲を持ち、高等学校等へ進学後も修学の見込みがある者であること。

ウ. 健 康…健康診断の判定が正規の修学に十分耐え得ると認められる者であること。

エ. 家 計…経済的な理由により修学が困難であると認められる者であること。

※4：家計基準は、5～6頁を参照してください。

◎在日外国人の申込資格は、上記のほか別記1（7頁参照）のとおりです。

2 募集人員及び貸付月額

（1）募集人員

特に定めはありません。

（2）貸付月額

高等学校等に入学後、以下の区分に応じて希望する貸付月額を選択できます。

なお、貸付月額は、貸付途中での変更はできません。

高等学校等区分	貸 付 月 額
国・公立	①10,000円 ②15,000円 ③20,000円 ④25,000円
私 立	①10,000円 ②15,000円 ③20,000円 ④25,000円 ⑤30,000円 ⑥35,000円

（注）公立高等学校配置計画による北海道立高等学校の募集停止に伴い、その市町村に通学可能な高等学校が所在しなくなったため、通学区域内の他の高等学校へ修学することとなった生徒で、その保護者が別表第1（7頁参照）に定める市町村に居住する者は、国・公立高等学校等区分であっても貸付月額について30,000円又は35,000円も選択できる。

3 貸付条件等

（1）利 率

無利子とする。

（2）貸付期間

令和9年4月からその者の在学する学校の課程の最短修業年限の終期までとする。
ただし原則として通算して4年を限度とする。

4 募集期間

8月下旬～9月下旬頃です。

※ 出願は中学校を通して行うため、提出期限については中学校にお問合せください。

5 奨学生の決定・採用通知

学校から推薦された者について、令和8年11月中旬頃開催する奨学生選考委員会において奨学生候補者として決定し、各中学校を通じてその可否を通知します。

6 高等学校等へ進学した後の手続

奨学生候補者は、高等学校等入学後、奨学金の貸付を希望する場合には、入学した高等学校等を通じて「進学届」を提出することで本採用となり、「誓約書・奨学金借用証書（本人及び連帯保証人2名の署名捺印が必要）」のほか、本人及び連帯保証人2名の住民票（本籍・筆頭者の記載があり、マイナンバーの記載がないもの）と連帯保証人2名の印鑑登録証明書を本会が定める期限までに提出していただきます。※「進学届」の様式は、上記5の通知と一緒に学校経由でお渡ししますので大切に保管してください。

なお、正当な理由なく期限を経過しても提出がない場合は、「採用取消」とする。

（連帯保証人の条件）

奨学生本人と連帯して返還の責任を負い、連帯保証人は2名必要です。1名は必ず保護者（親権者又は未成年後見人）とし、他の1名は父母以外で下記の条件のすべてに該当する者としてします。

- 道内に居住している人
- 独立して生計を営む18才から63才までの職業を有する（返還能力を有する）人
- 本会の他の奨学生の連帯保証人になっていない人

7 奨学金の交付

奨学金については、進学する高等学校等の学校長に受領に関し委任していただき、5月下旬、8月下旬、11月下旬、1月下旬の年4回（各3ヶ月分）学校へ送金予定です。なお、交付方法が銀行口座等の振込みによる場合は手数料をご負担いただくこととなり、その場合あらかじめ差し引いた額での交付となります。

8 奨学金の返還

貸付終了後は奨学金規程に従って正しく返還をしなければなりません。返還の概要は次のとおりです。

- （1）奨学金は、貸付終了後1年据え置き、12年以内に本会で定める返還年額を年賦・半年賦にて、本会の指定する銀行（北洋銀行又は北海道銀行）の口座からの預金口座振替又は郵便局口座からの自動払込により返還する。（奨学金返還例（7頁参照））
- （2）奨学金の返還を6月以上延滞したときは、違約金を徴収することがある。
- （3）大学等へ進学した場合は、その在学中は手続により返還を猶予することがある。
- （4）奨学生が死亡又は心身障がい等により、返還が著しく困難であると認められるときは返還を免除することがある。

第2 出願の手続（提出書類）

1 申込者が学校を経由して提出するもの

ア. 公益財団法人北海道高等学校奨学会予約採用奨学生願書

必要事項を記入し、学校へ提出してください。※記入例は3頁と4頁参照

イ. 収入・所得に関する証明書（①又は②）

- ① 保護者全員（母子・父子世帯の場合は母又は父のみで可）の市区町村長が発行する
令和7年1月から12月の収入・所得証明書（令和8年度（7年分）所得証明書など）の原本
- ② 生活保護受給証明書（令和8年8月以降に発行されたもの）

ウ. その他特別控除を受けるために必要な証明書

※上記イ及びウは、6頁の『「収入・特別控除額」と「添付書類」』を参照

2 学校において作成し提出するもの

申込者から提出のあった願書に必要な事項を記入するほか、予約採用奨学生推薦者（採用選考者）名簿を作成し提出してください。

願書の書き方(記入例)

◎ペン又はボールペンを使用し、修正液は使わないでください。

◎訂正する場合には、二線で消し、その上に書き直してください。

○保護者（親権者又は未成年後見人）は連帯保証人になります。
○「氏名」は必ず各々が自署すること。

「同一生計の家族」欄

○「家族」は本人と生計を一にする人全員を記入してください。

※就学者は「就学者」欄に記入してください。

○「年齢」は申込み時現在で記入してください。

○所得の証明書は父及び母の両方が必要です。

「就学者」とは、小・中・高校、高専、短大、大学、大学院、特別支援学校、専修学校（高等課程・専門課程）に在学する人です。

（注）専修学校の一般課程及び各種学校（予備校等）など上記以外の学校に在学する人は「就学者を除く家族」欄に記入してください。

「所得の種類」は給与、給与以外の区分で該当するものに○印をつけてください。
ア.「給与」とは市区町村長の発行する所得の証明書で「給与所得」又は「年金収入」のある方です。

イ.「給与以外」とは市区町村長の発行する所得の証明書で給与所得以外（例えば農業、営業等）の所得のある方です。無職、無収入の場合は「給与以外」に○印をつけて所得金額欄に「0」と記入してください。

「特別控除項目」欄

該当者がいる場合には、チェック(☑)を入れてください。

なお、願書提出時には不要ですが、所得金額(⑤)から⑥から⑪の欄までの控除でも本会が定める収入基準を上回る場合には、願書提出後、⑫以降で該当する項目を証する書面の提出が必要です。(本会(学校経由)から別途連絡します。)

給与所得の場合

公益財団法人北海道高等学校奨学会予約採用奨学生願書

(高等学校等予約)

公益財団法人 北海道高等学校奨学会会長 様						令和 8 年 9 月 2 日	
貴会の予約採用奨学生として関係書類を添えて申し込みします。また、下記の記載事項に相違ありません。							
学校名 札幌市立北海道 中学校 第3学年 3 組							
フリガナ ｼｮｳｶﾌﾞｼﾞｵｳ 本人氏名 奨学二郎		住所 札幌市中央区北1条西6丁目3-6 札幌アパート3号室					
保護者(連帯保証人) (続柄:本人の父) 奨学太郎		住所 札幌市中央区北1条西6丁目3-6 札幌アパート3号室 TEL 011-222-6166					
同一生計の家族	続柄	氏名	年齢 (提出時現在)	所得の種類 (どちらかに○印)	収入 ※1 万円	所得金額 ※2 万円	
	父	奨学太郎	50	・給与 ○・給与以外	51.8	13.9	
	母	奨学花子	48	・給与 ○・給与以外		0	
				・給与 ○・給与以外			
				・給与 ○・給与以外			
	↑ { 同一人で2種類以上の所得がある場合は、二段等に記入してください。 }				所得の多い人1人の所得金額	13.9	
	続柄	氏名	設置者	就学者控除	通学別	控除額 万円 (学校記入)	
	本人			(一律28万円)		2.8	
	兄	奨学一郎	国公立	小・中・高・高専・専修(高等・専門)・大学	自宅・自宅外		
	妹	奨学春子	国公立	小・中・高・高専・専修(高等・専門)・大学	自宅・自宅外		
以下に該当する場合には ☑ を入れてください。							
特別控除項目	□ 母子・父子世帯			(一律49万円)		⑪	
	□ 障がいのある人がいる世帯(公害疾病の認定を受けた障がいのある人、常に就床を要する要介護の人等)(1人につき86万円)					⑫	
	□ 主たる家計支持者が別居している世帯(別居による、住居・光熱・水道・家具・家事用品の実費)(71万円限度)					⑬	
	□ 長期に療養を必要とする人がいる世帯(6か月以上療養中の人、療養を必要とする人)					⑭	
	□ 火災、風水害または盗難などの被害を受けた世帯(前年から申込み時点で被害を受け、今後2年以上の支出増・収入減の年間金額)					⑮	
【⑥～⑮の計】控除合計					⑯		
【⑤～⑮の計】認定所得金額 ⑰							

給与所得以外の場合

同一生計の家族	続柄	氏名	年齢 (提出時現在)	所得の種類 (どちらかに○印)	収入 ※1 万円	所得金額 ※2 万円	
	父	北海道郎	48	・給与 ○・給与以外		25.5	
	母	北海幸代	50	・給与 ○・給与以外	43.2	7.9	
				・給与 ○・給与以外			
				・給与 ○・給与以外			
	↑ { 同一人で2種類以上の所得がある場合は、二段等に記入してください。 }				所得の多い人1人の所得金額	25.5	
	続柄	氏名	設置者	就学者控除	通学別	控除額 万円 (学校記入)	
	本人			(一律28万円)		2.8	
			国公立	小・中・高・高専・専修(高等・専門)・大学	自宅・自宅外		
	【⑤～⑮の計】認定所得金額 ⑰						

表面

所得(市・道民税)証明書

納税義務者 住所 札幌市中央区北1条西6丁目3番6号

氏名 奨学太郎

令和8年度	合計所得金額	市 民 税	道
	¥3,601,510円	所得割額 ¥46,300円 均等割額 ¥3,000円	
令和7年分の所得の内訳		所 得 税	
(給与収入)	¥5,186,631円	繰越・雑損	
給与所得 以下余白	¥3,601,510円	医 療 費	

万円未満切捨

所得(市・道民税)証明書

納税義務者 住所 札幌市中央区北1条西6丁目3番6号

氏名 奨学花子

令和8年度	合計所得金額	市 民 税	道
	¥0円	所得割額 均等割額	
令和7年分の所得の内訳		所 得 税	
以下余白		繰越・雑損	

「収入」・「所得金額」欄

いずれも令和7年1月～12月までの1年間の金額です。

給与所得の場合の「所得金額」の計算の仕方(万円未満切捨)

収入金額	所得金額
～329	0
330～400	収入金額(万円)×0.8－263 万円
401～878	収入金額(万円)×0.7－223
879～	収入金額(万円)－486

・収入金額に応じた計算式にあてはめて算定

所得(市・道民税)証明書

納税義務者 住所 札幌市南区南32条西21丁目6番3号

氏名 北海道郎

令和8年度	合計所得金額	市 民 税	道
	¥2,558,471円	所得割額 ¥28,700円 均等割額 ¥3,000円	
令和7年分の所得の内訳		所 得 税	
営業等 以下余白	¥2,558,471円	繰越・雑損	
		医 療 費	

万円未満切捨

給与以外の所得の場合は市区町村長の発行する所得の証明書の所得金額をそのまま記入してください。

「家計基準」について

＜家計基準の算定と判定方法＞

出願者が属する世帯の前年（１月から12月までの１年間）の「所得金額」又は「認定所得金額」が
本会が定める収入基準額以下であること。

※保護者（親権者又は未成年後見人）の所得の多い方で判定します。（証明書は保護者全員必要）

① 「所得金額」（保護者全員）の算定【願書「同一生計の家族」欄内の「所得金額」欄に記入】

ア. 給与収入の場合【願書「所得金額」欄のほか、「収入金額」欄にも記入が必要】

前年の収入に関する証明書に記載の「給与収入」から次の計算により算定した額

区 分 ※収入・所得証明書に記載の「給与収入額」	計算式（所得金額）
① 329万円以下	0円
② 330万円以上 400万円以下	給与収入額×0.8－263万円
③ 401万円以上 878万円以下	給与収入額×0.7－223万円
④ 879万円以上	給与収入額－486万円

※給与収入及び算定額は、それぞれ万円未満切り捨てて計算。

イ. 給与収入以外の場合

市区町村長が発行する収入・所得の証明書に記載の額

ウ. 給与と給与以外の収入がある場合

上記「ア. 給与収入」で算定した額と「イ. 給与収入以外」の額を合算した額

エ. 生活保護受給者の場合

所得金額は「0（万円）」

② 「認定所得金額」（上記①により所得の多い人１人）の算定

上記①で算定した「所得金額」から、特別控除区分に応じて、特別控除額を引いた額

※願書の「特別控除項目」欄に該当がある場合には、チェックを入れてください。

③ 「家計基準」の判定

下記の収入基準額と上記②で算定した「認定所得金額」と比較して家計基準を判定

収入基準額表	
世帯人数	収 入 基 準 額
１ 人	１４３万円
２ 人	２２９万円
３ 人	２６４万円
４ 人	２８６万円
５ 人	３０７万円
６ 人	３２５万円
７ 人	３４１万円

【世帯人数（生徒本人も含む。）】

願書の「同一生計の家族」欄に記載された方の人数

【計算例】

父（給与収入708.5万円）、母（無職）、妹（中学生）、
本人の４人家族の場合

①父の所得金額：708万円×0.7－223万円＝272.6÷272万円
②本人分の特別控除：28万、妹分の特別控除：16万円
③「認定所得金額」272万円－28万円－16万円＝228万円

※収入基準額：４人世帯286万円 → 基準以下

「収入・特別控除額」と「添付書類」

収 入 金 額		添 付 書 類
保護者 全 員 (必須)	・給与所得の場合 ・給与所得以外の場合 ・給与と給与以外の所得がある場合	◆ 令和7年1月から12月までの 収入・所得を証明する書類（原本） ※保護者全員 ・市区町村長が発行する 令和8年度（7年分）所得証明書 の原本 ・ 令和8年度 、住民税等の特別徴収税額通知書の原本 など ※「源泉徴収票」は、副業等があった場合に収入総額を確認できないことから 不可 ※ 原本の提出が難しい場合には、学校が原本を確認した場合に限りコピーでも可 この場合、コピーに「確認済」と表示し、学校担当者印を押印してください。
	※失業等により前年の所得で判定 することが適当でない場合	・上記「証明書」のほか、 出願時現在の月収及び賞与等を考慮のうえ、年間収入金額を推計でも可 ○算定例：月収×16＝年収（１か月の給与明細等を添付してください。）
	・生活保護受給者の場合	◆ 令和8年8月以降 に市区町村長等が発行した「生活保護受給証明書」原本

特 別 控 除 区 分		特 別 控 除 額				添 付 書 類			
必須	(1)	本人（生徒）の就学者控除				28 万円	不 要		
該 当 す る 場 合	(2)	就学者のいる世帯であること。		小 学 校		8 万円			
				中 学 校		16 万円			
		高 等 学 校		国 ・ 公 立	自 宅 通 学	28 万円			
					自 宅 外 通 学	47 万円			
				私 立	自 宅 通 学	41 万円			
					自 宅 外 通 学	60 万円			
		高 等 専 門 校		国 ・ 公 立	自 宅 通 学	36 万円			
					自 宅 外 通 学	55 万円			
				私 立	自 宅 通 学	60 万円			
					自 宅 外 通 学	80 万円			
		大 学		国 ・ 公 立	自 宅 通 学	59 万円			
					自 宅 外 通 学	102 万円			
				私 立	自 宅 通 学	101 万円			
					自 宅 外 通 学	144 万円			
		専 修 学 校		高 等 課 程	国 ・ 公 立	自 宅 通 学		17 万円	
						自 宅 外 通 学		27 万円	
				私 立	自 宅 通 学	37 万円			
					自 宅 外 通 学	46 万円			
					専 門 課 程	国 ・ 公 立		自 宅 通 学	22 万円
								自 宅 外 通 学	62 万円
		私 立	自 宅 通 学	72 万円					
			自 宅 外 通 学	112 万円					
(3)	母子・父子世帯であること。				49 万円	願書提出後、本会から証明書等を求められた場合に提出 ※該当がある場合には、必ず願書にはチェックを入れてください。 ※上記(1)～(3)だけでは家計基準を満たさない場合に、証明書の提出が必要となります。			
(4)	障がいのある人がいる世帯であること。	障がいのある人1人につき			86 万円				
(5)	長期療養者がいる世帯であること。	療養のために経常的に特別な支出をしている金額							
(6)	主たる家計支持者が別居している世帯であること。	別居のために支出している金額。ただし、71万円を限度とする。							
(7)	火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯であること。	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があって、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額							

別記 1 在日外国人の申込資格

在日外国人のうち下記の者は申込資格がある

1. 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年5月10日法律第71号）第3条に規定する法定特別永住者
2. 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2に規定する別表第2による在留者で、表外の●印に該当する者及び※印に該当する者のうち●印に準ずると認められる者

【出入国管理及び難民認定法 別表第2】

	在留資格	本邦において有する身分又は地位
●	永住者	法務大臣が永住を認める者
※	日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法（明治29年法律第89号）第817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者
●	永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもって在留する者若しくは特別永住者（以下「永住者等」と総称する。）の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者
※	定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者

別表第 1

下記に記載の市町村に保護者が居住している場合には、国・公立高等学校等区分であっても、30,000円又は35,000円も選択できる。

喜茂別町、沼田町、名寄市（旧風連町地区）、和寒町、浦幌町、石狩市浜益区、由仁町、愛別町、増毛町、木古内町、仁木町、古平町、三笠市、積丹町、中川町、様似町、赤平市、函館市戸井・恵山・楡法華・南茅部地区、八雲町熊石地区、せたな町大成区長磯・貝取潤、小清水町、共和町、滝上町、新得町、南幌町、北見市（留辺蘂町）、むかわ町（穂別地区）、奈井江町

（参考）奨学金返還例（36 ヶ月（3年間）借入れた場合）

貸付月額	返還総額 （＝借入総額）	返還年数	1年当たり 返還額
10,000 円	360,000 円	12年	30,000 円
15,000 円	540,000 円		45,000 円
20,000 円	720,000 円		60,000 円
25,000 円	900,000 円		75,000 円
30,000 円	1,080,000 円		90,000 円
35,000 円	1,260,000 円		105,000 円

※返還開始は、基本的に貸付終了（卒業等）後1年据置きの12年分割して返還

※上記表の「1年当り返還額」を年賦（12月）又は半年賦（6月と12月の2分割）を選択し返還